

## 東京都台東区保育所等整備協力金制度要綱

平成26年11月4日 26台都住第489号

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都台東区大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る事前届出等に関する条例（平成26年6月台東区条例第16号。以下「条例」という。）に基づく保育所等の整備に代えて、保育所等整備協力金（以下「整備協力金」という。）を納付する制度について定めることにより、保育所等の整備及び子育て環境の充実に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

### (整備協力金)

第3条 東京都台東区長（以下「区長」という。）は、大規模マンションの建設を行う事業者が、条例第6条の規定により保育所等の整備について協力できない旨の回答をしたときは、当該保育所等の整備に代えて、住戸の総戸数に対して1戸当たり30万円の整備協力金を台東区へ拠出することについて、整備協力金に係る要請書（第1号様式）により当該事業者に要請することができる。

- 2 事業者は、前項の規定による要請に基づき整備協力金を拠出するときは、建設事業完了前までに、整備協力金に係る寄付証書（第2号様式。「以下「寄付証書」という。）を区長に提出しなければならない。
- 3 前項の寄付証書を提出した事業者は、当該事業者の所在地、名称、代表者若しくは連絡先を変更する場合又は建設事業の譲渡を行う場合その他建設事業を行う者を変更する場合は、整備協力金に係る事業者変更届（第3号様式）により区長に届け出なければならない。
- 4 事業者は、第1項の規定により整備協力金を要請された建設事業を中止するときは、遅滞なく、整備協力金に係る建設事業取下げ届（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

### (整備協力金の使途)

第4条 整備協力金は、次に掲げる事業に要する費用に充当するものとする。

- (1) 認可保育所整備事業
- (2) 小規模保育事業所整備事業
- (3) 事業所内保育事業所整備事業

(4) 区長が特に必要と認める事業

(抛出方法)

第5条 第3条第2項の規定により寄付証書を提出した事業者は、建設事業完了後に整備協力金に係る寄付申込書(第5号様式)を区長へ提出し、整備協力金として寄付しなければならない。

(基金の管理)

第6条 区長は、前条の規定により寄付を受けたときは、保育所等の整備及び子育て環境の充実に資するための基金として管理するものとする。

(勸告)

第7条 区長は、事業者が第3条第2項若しくは第3項又は第5条に規定する手続を行わないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月25日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以後に事業者が行う土地取引等について適用する。
- 3 この要綱は、施行日の前日までに東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例(平成17年3月台東区条例第3号)第6条第1項の規定による届出があった建設事業については、適用しない。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以後に東京都台東区大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る事前届出等に関する条例第4条第1項の規定による届出があった建設事業について適用し、同日前に同項の規定による届出があった建設事業については、なお従前の例による。